

荒木「社会法」論の法的構造と特質

— 社会保障法から労働法へ —

柳 澤 旭

<目 次>

序論

I 社会保障の法的定義と法体系論

- (一) 社会保障の法的定義
- (二) 社会保障の体系論
- (三) 法体系論と権利論

II 社会保障法と労働法

- (一) 社会保障法における法主体
- (二) 社会法理論と労働組合・労働運動

III 社会保障法から労働関係へ

序論

(一) 社会保障法とは、①「国民の生存権を確保するための社会的・公的生活保障給付の関係を規律する法である」(1965年)。

社会保障とは、②「国が、生存権の主体である国民に対して、その生活を保障することを直接の目的として社会的給付を行う法関係である」(1983年～2002年)¹⁾。

これは、戦後日本の社会保障法理論を築き上げた開拓者の一人である、九州大学名誉教授・荒木誠之博士の社会保障の法的定義である。この法的定義は、荒木博士の半世紀にわたる社会保障法研究の「起点」であるとともに、「孤独なパイオニアとしての辛酸」³⁾と理論的苦闘の「帰結」であり、こんにちにおいて、独自の法理論構造と内容をもつ荒木「社会保障法」理論の「核」

である。

この社会保障の法的定義に、荒木博士の「社会保障法」と「社会法」理論の全てが凝縮されていると言ってよい。それでは荒木博士の半世紀に及ぶ「社会法」法理論とは、どのような理論体系と内容（「法的構造」）と理論的特徴（「特質」）をもつものなのか。

（二）こんにちにおける、社会保障法、社会法の理論は、その理論に賛同するにせよ、批判するにせよ荒木理論と対峙することなくしては形成されなかったと言ってよい。

しかし、荒木理論とはどのような内容をもつのか、その理論形成と到達点を理論展開に即して客観的かつ全体的に把握し検討したものは、これまで無かったといってよい⁴⁾。戦後日本の社会保障法、社会法の理論の形成・展開とその理論の性格を把握するためにも、荒木理論をその理論展開と法理論構造に即して、できるかぎり内在的、全体的に検討することの意義は極めて大きいといえよう。

（三）本稿は、荒木誠之博士（以下、「荒木」と呼称させていただく。）の「社会保障法と労働法」という両法とを視野においた、「社会法」理論の法的構造とその独自性、理論的特徴をつかみ検討することを目的とする。

これまでに筆者は、「荒木理論の再検討」をテーマとする「共同研究」の一環として、①荒木「社会法」論の原点とも言うべき出発点（「基点」）と理論「展開」の方向性、②基点をもとに法理論展開する出発点（「起点」）の確認とその理論的「到達点」について検討してきた。以上の検討を踏まえて、本稿では、③荒木「社会法」論の全体的な構造（「法的構造」）とその理論的独自性と特徴（「特質」）についてみることにしたい。

叙述は、Ⅰ社会保障の法的定義と法体論、Ⅱ社会保障法と労働法、Ⅲ社会保障法から労働関係へという順に行う。

荒木「社会法」論の法的構造を検討することは、とりもなおさず、荒木理論の独自性と理論的特徴そのものを現すことにもなるであろう。

荒木誠之博士の主要な論考は、以下の著書に収録されている。本稿では、

初出論文のタイトルと公刊年を明記するが、読者の便宜を考慮して引用は、原則として『著書』から引用することにした。

- ①『社会保障法』1970年 ミネルヴァ書房
- ②『労働条件法理の形成』1981年 法律文化社（『労働条件法理』として引用する。以下の各著書についても『 』のタイトルで引用する。）
- ③『労災補償法の研究』1981年 総合労働研究所（『労災補償法』）
- ④『社会保障の法的構造』（『法的構造』）
- ⑤『社会保障法読本（初版）』1983年 有斐閣（『読本』初版）
- ⑥『生活保障法理の展開』1999年 法律文化社（『生活保障法理』）
- ⑦『社会保障法読本（3版）』（『読本』3版）

* 本稿は、「荒木理論の再検討」を統一テーマとした「共同研究」の一環である。良永弥太郎氏（熊本大学）は「労災補償法」、石橋敏郎氏（熊本県立大学）は「生活障害保障法」、山田晋氏（明治学院大学）は「被爆者援護法・原爆医療法」、柳澤旭（山口大学）は「社会法—社会保障法と労働法」をそれぞれメイン・テーマに据えて分担・検討している。荒木博士の著作の全てについて、年別別、分野別の業績目録が、山田晋氏によって編集・作成されている。『荒木誠之教授 主要業績目録・年譜』（2006年10月）。

本稿は、この「荒木理論の再検討」をテーマとした「共同研究」で、筆者が担当した荒木「社会法」論についての、以下の3部構成からなる独立した論考の3編目にあたるものである。

- ①柳澤「荒木『社会法』論の基点と展開—労働関係から社会保障法へ—」山口経済学雑誌55巻5号（2007年3月）149頁以下。
- ②同「荒木『社会法』論の展開と到達点—労働条件法理から生活保障法理へ—」広島法学31巻2号（2007年7月）19頁以下。
- ③同「荒木『社会法』論の法的構造と特質—社会保障法と労働法—」山口経済学雑誌56巻2号（2007年7月）43頁以下（本号）。①において、荒木理論の出発点である「基点」論文における問題意識、研究方法、その後の理論展開の方向性について、②において、荒木理論の展開と理論的な到達点について検討した。これをふまえ、本稿③では、荒木「社会法」

論の全体的な構造とその独自性、特質について検討する（以下、本稿において柳澤①、②として引用する）。

註

1) ①の定義は、荒木「社会保障の法的構造」（1965年）、『法的構造』所収、336頁。②の定義は、荒木『社会保障法読本（初版）』（1983年）232頁、『社会保障法読本（3版）』（2002年）249頁。①の定義は、独自の社会保障法体系を確立した時点のものであり、②の定義は、荒木が自己の法理論を展開し、その理論的な到達点においての定義である。

荒木の社会保障法の定義は、『読本』初版以降、3版に至るまで20年以上経っているが、全く変化していないことを確認することは重要である。

3) 荒木「社会保障法の法体系と権利」（1972年）、同『法的構造』所収、125頁。

4) 荒木「社会保障法」理論について、荒木博士を囲んでの座談会（河野、良永、西村、岩出、菊池（馨実）の各教授）と、西村「労災補償・労災保険と社会保障法」、菊池「社会保障法理論の系譜と展開可能性」、倉田「社会連帯の存在とその規範的意義」の各論文において、「社会保障法学における荒木理論」についての検討がなされている。「<特集> 社会保障法学の軌跡と展望（座談会）」民商法雑誌127巻4・5号（2003年）。

この特集は、荒木・社会保障法理論の展開と法的構造について、おそらく初めての本格的な理論史的研究の先駆であろう。

I 社会保障の法的定義と法体系論

（一）社会保障の法的定義

社会保障というものを政策論や制度論ではなく、法のレベル、すなわち権利義務関係という法的側面でもとらえ体系化するとき、その法的定義を明確にすることが前提となる。序論でみたように荒木は社会保障法を次のように定義づける¹⁾。

「社会保障とは、国が、生存権の主体である国民に対して、その生活を保障することを直接の目的として、社会的給付を行う法関係である」。この法的定義から、次の命題が導かれる。その意義は社会保障法の対象領域を限定

することによって、社会保障法の独自性と特質を鮮明にするためである。

第一に、社会保障の法関係は、国と国民との間に成立する。

第二に、社会保障法は国民の「生活保障」を直接の目的とする。

第三に、社会保障法は社会的給付に関する法である。

この定義と命題から次のことが明確にされる。すなわち、①社会保障の法関係は、生存権の主体である国民、「生活主体」と生存権保障義務を負っている「国」との当事者関係を基本とする。

②社会保障は国民の生活保障を「直接の目的」とする。労働条件規制や団結権保障を「手段」、「媒介」するのではない（労働法との違い）。

③社会保障は「社会的」「給付」に関する法である。給付が社会（代表する国家）によってなされ、保障を必要とする個人（生活主体）に対して金品またはサービスを与える「給付」である。

荒木は、この「法的定義」をもとに、社会保障の法体系理論を模索し、独自の法体系論を構築する。社会保障とされる現行実定法の複雑・雑多な集合体である制度内容を解きほぐし、社会保障給付を必要とする事実、内ニーズ（社会的事故、社会的に必要な理由）と給付の目的とその性格、内容に即して体系論として整序する²⁾。従来の「制度別体系論」と違った独自の保障給付内容に着目した、いわゆる「給付別体系論」である。

社会保障法とはなにか。社会保障の「法的定義」を明確にする意義は、「法体系」を考える前提作業であり、社会保障を「政策論」や「制度」論としてではなく、「法」のレベル（権利・義務を規律する法規範）において明確にすること、これが法理論展開の出発点・起点となる³⁾。

このように、荒木にとって社会保障の法的定義を確定することは、法体系を構築する前提作業であり、社会保障法理論を展開する出発点・起点としての意義をもつ。

この社会保障の法的定義を起点として、その後の荒木・社会保障法理は展開されることになり、「社会法」としての「社会保障法と労働法」、「社会保障法から労働法へ」と法理論としての分析が行われていくこととなる。そし

て、社会保障の「法的定義」は、定義というものの性格からして当然、終始、一貫して変わることは無い。

(二) 社会保障の法体系論と権利論

1 荒木理論における法体系論の意義

社会保障の法体系を「所得保障法」（この領域は、「生活危険給付法」と「生活不能給付法」とから構成される。）と「生活障害保障法」の二領域からなるものとして理論構成し、独自の理論体系を築いた荒木にとって、「法体系」を論じることの法的な意義は何処にあったのであろうか。換言すれば、荒木「社会保障」法理において、法体系論は如何なる意味をもつのか。

荒木の法体系論について、いくつかの疑問や批判があるにもかかわらず⁴⁾、荒木理論にとって法体系論がもつ意義について、必ずしも十分に理解されているとは思われない。荒木にとって法体系を築き体系論を展開することの意味はどこにあるのであろうか。この点を確認することは荒木理論を理解する上で、極めて重要な鍵となる。

こんにち、荒木は社会保障法の新たな法体系にチャレンジした理論についての「書評」の中で法体系を論じる意味について、次のように簡潔に述べている。

「社会保障の法体系構築に研究者が取り組んできたのは、この制度の形成過程において、社会保障はそもそも法としての原理・体系を有するかを学問的に明確にすることが必要であり、そこから制度・立法の向かうべき方向を法理的に確認することが基本的作業と考えられたからであった。それらがほぼ明らかになった昨今では、法体系のいかんをあらためて論じないのが一般である。」⁵⁾ と。

これは、こんにちにおける、荒木の体系論がもつ意義の確認というべきものであるが、ここには、荒木にとって社会保障法の法体系を論じることの意味が明確に述べられている。

荒木が社会保障の法体系を確立したのが、1965年の「社会保障の法的構

造」論文であり、独自の法領域として、社会保障法理論として確立したのが、1970年公刊の教科書『社会保障法』である。そして労働法との比較において、荒木「社会保障法」理論を、名実ともに完成させたのが、1983年の『社会保障法読本』の公刊である。

ここで看過してはならない問題は、荒木における社会保障の「体系論」は「権利論」の構築と表裏一体のものである、ということである。

2 社会保障の法体系論と権利論

社会保障の法体系を構築（「社会保障の法的構造」1965年）し、それに基づく体系書を公刊（『社会保障法』1970年）した荒木にとって、次の課題とはなにか。それは、「社会保障法学がなすべくしてなしえなかった問題」⁶⁾、すなわち「社会保障の権利」を、たんに理念や宣言としてではなく、「現実の生活に密着した具体的な権利として構成し定着させる」という課題である⁷⁾。「解釈論において使用にたえる社会保障の権利の理論構成」が重要な課題である。

しかし、この課題も1970年代初頭において、「ほとんど手がつけられていない状態」であった。この課題の追求は、「社会保障の法体系論が一段落した現在」（1973年、当時）、「法体系を展開した者として当然の任務」である。社会保障の「法体系」と「権利」とが、「統一した像を結ぶとき、社会保障の法理は確立された」と言えることになる⁸⁾。

ここにみるように荒木の社会保障法理論においては、「法体系」論のもつ意義は具体的立法を分析評価し、解釈に耐え得る「権利」論の構築することと、学問的にも「表裏一体」⁵⁾ でなければならないことが理解できるのである。

註

- 1) 序論の註1) 参照。荒木理論において当然だが、理論体系の核というべき定義は不変である。

- 2) 荒木の社会保障法理論の展開と確立について、柳澤・前掲②19頁以下で検討した。
- 3) 荒木『法的構造』37頁以下、同『読本』初版233頁以下、『同書』3版249頁以下。なお、荒木「社会保障」法理論において『読本』のもつ意義について、柳澤・前掲②34頁。
- 4) たとえば、岩村『社会保障法Ⅰ』（2001年、弘文堂）17頁、河野『社会福祉法の新展開』（2006年、有斐閣）19頁以下、265頁以下。なお河野の「目的理念」からする、新たな法体系論について、前掲「社会保障法学の軌跡と課題」民商法雑誌127巻5・6号532-534頁（河野発言）参照。

こんにちにおいても、なお社会保障の法体系が問題とされる背景と、法体系を論じる意義はどこにあるのか、それを明確にする必要がある。

- 5) 荒木「〈書評〉河野正輝『社会福祉法の新展開』」書斎の窓No.577（2006年9月 有斐閣）56頁。後掲（註6）・山中・還暦記念『近代法と現代法』（1973年）所収論文において、荒木は、体系論の意義について、それは、「具体的な立法を理論的に分析し評価するための足場をかためるためのもの」であり、具体的な各論研究と法体系論は「表裏一体をなすべきものである」（傍点、柳澤）（378頁）とする。
- 6) 荒木「現代法のなかの社会保障」山中・還暦記念『近代法と現代法』（法律文化社、1973年）362頁以下。この論文は、荒木の社会保障の法体系論が確立され「社会保障法と労働法」という検討がなされた時期に書かれたものであることに留意。柳澤・前掲②34頁。
- 7) 荒木・前掲「現代法のなかの社会保障」『近代法と現代法』所収374頁。
- 8) 同・前掲「現代法のなかの社会保障」375-6頁。

Ⅱ 社会保障法と労働法

（一）検討の視点と問題の限定

独自の社会保障の法体系、法理論を確立した荒木は、社会保障法の具体的問題を検討するにあたり、常に、労働法との法理的関連において解明、理論化する研究方法をとる。「社会保障法と労働法」、さらに「社会保障法から労働関係へ」という「社会法」論としての視点である。すでにみたように、これが荒木理論の法的構造とその法理論の特質と独自性である¹⁾。

この「社会保障法と労働法」という「社会法」視点に立脚して、荒木は基

本的問題である法主体論から具体的な労災補償、失業立法、雇用保障法理等の法理論的分析をおこなうのである²⁾。

こんにちにおいても、これらの問題のいずれも重要な問題として検討を要するが、ここでは荒木理論にとっての基本的問題と、ともすれば看過される問題についてとりあげたい。それは、①社会保障法の「法主体」論と、②社会保障の「法理論と労働組合運動」との関係という二つ問題についてみることにする。

註

- 1) 「社会保障法と労働法」という「社会法」視点で、荒木は何を法的課題としてとりあげ法理論的に分析・検討したのかについて、柳澤・前掲②34頁以下。
- 2) 荒木の「労災補償法理の展開と確立・到達点」について、柳澤・前掲②26頁以下。なお荒木の失業立法、雇用保障法理論と、「労働条件法理」との関連についての法的分析は、荒木「社会法」論の「法的構造」と「特質」をみるうえで重要であり、これの検討は欠かせないものである。

本稿ではこの点の検討をなしえなかったが、今後、別稿にて「労働条件法理と社会保障法理」という、一つの独立したテーマとして検討することにした。そこでは、社会保障法と労働法との「交錯領域」における重要な問題が指摘されている。たとえば、失業給付の本来的に有する「生活保障原理が雇用政策に圧迫される」ことになれば、「失業給付の変質につながる可能性」があるとする（『法的構造』118頁）。同「雇用保障の法的課題」有泉・古希記念『労働法の解釈理論』（1976年、有斐閣）頁。同「労働権保障と雇用保障法の展開」（1990年）『生活保障法理』所収、177頁以下。

荒木の「社会保障法と労働条件法理」に関する法的分析については、同『労働条件法理の展開』（1981年）、同『生活保障法理の展開』（1999年）所収論文（第三部 労使関係における生活保障）参照。

(二) 社会法における法主体—労働者と生活主体 生活主体としての労働者

1 法主体としての「生活主体」

荒木による社会保障法の労働法に対する独自性の検討は、両法とも共通に、「生存権」の理念と原理を基盤にしつつも、生存権の具体化、現実化をいかなる「法的手段」によって行うかを解明することにあった。両法における生存権の実現態様と法主体の違い、そして労働関係を基盤とした両法の交錯、という三点における考察は社会法における社会保障法の独自性を解明するうえで、理論的に解明すべきものであった¹⁾。

労働法は「従属労働関係」にある「労働者」、「契約当事者」としての「労働者」を対象とする。これに対して、社会保障法が対象とするのは、「生活主体」、「生活主体としての人間」である。この「一見まとまりのない法主体の拡散性」こそ社会保障法の特徴である。

社会保障法の間人像のとらえかたは、荒木理論においては、労働法との違い、社会保障法の独自性のメルクマールとして重要な意義をもつものである。

このような荒木の法主体論に対して、多くの批判的見解がだされ論争状況を呈したが、論争は1970年代後半をもって終熄した。この論争で問われたのは、労働法における「労働者」と比べて社会保障法の法主体にいかに階級性を付与できるかであった²⁾。

また実定法における権利主体をとらえるにあたり、社会保障を「現実に必要なとする状態」の人、実際に「法が機能し適用」される人と、社会生活するうえで、「いずれ必要となる潜在的可能性」をもつ人とのとらえかたのズレ、とらえる場合の事実的、論理的レベルの違いでもあるといえよう。

荒木の法主体のとらえ方は、もっとも抽象的であるように見えてつつも、現実社会に生きる生活人という具体的な人間像である。このような人間像を措定することによって、所得保障法と生活障害保障法との体系的・法理論的な整合性をもつことができ、実定法の改廃にかかわらず、法主体と法体系のなかに実定法を包摂し位置づけることを可能とするのである。

2 被用者保険の二面性

労働者を対象とする「被用者保険」は、一面において「労働関係の構造と性格」を保持しながら、他面において「社会保障の重要な構成部分」として「生活保障的性格」を強めている。このように現代の被用者保険のもつ「労働関係的性格」と「生活保障的性格」とが、矛盾なく「社会保障の法大系」において統合されるのか。

また「労働関係」的基盤をもたない一般国民の社会保険や福祉サービスと「被用者保険」とが、社会保障として一つの法体系を構成しうるのか、必然的に問題となる³⁾。この問題意識とその法理論的説明こそが、荒木「社会法」論の特質ともいえる核心であり、荒木の理論の「法的構造」を形成しているのである。

すでにみたように、「労働関係」を基盤とした「労働法と社会保障法」との関連。両法における生存権の実現・具体化における役割・機能の同一性と違い（生存権の実現態様の違い）。この問題を法的に解明する方法と法理論の構築である。ここに、荒木理論の優れた特質があるといつてよい。

被用者保険は両法の交錯する領域であるが、これを社会保障法の体系に位置づけるということは、被用者保険においても「労働者」概念は、社会保障法の法主体としては意味をもたないということになる。「生活主体」としての「労働者」として包摂されるからである。

社会法が労働法と同一であった時代から、社会保障法が労働法から分離して独自の法領域として成立することによって、「社会法の法主体」は単一では無くなる。

すなわち、それまでの「労働者」という単一の法主体から、「労働者」と「生活主体」としての労働者と二つの法主体を社会法はもつこととなる。この重なるが法論理的には異なる二つの主体概念は、社会的事実的にも法論理的にも、「生活主体」のほうが労働者よりも広いことはいままでもない。現実に生活を営む「生活人」、「社会構成員」のすべてが法主体になるからである。

ここでいう法主体とは労働法、社会保障法、民法など個別法領域における権利主体としての「人間像」をとらえているのであり、社会保障法、社会保障制度における責任主体、提供者などの様々な関係における権利義務の主体⁴⁾をとらえているのではない。

こんにち、社会保障法における目的理念からする法主体論、さらにその一領域である「社会福祉法」における法主体論が検討されるにいたって、法主体論争が再現しつつある⁵⁾。社会保障法の「目的理念」からする法主体、法体系論、さらに社会保障法の一領域における「社会福祉法」において「法主体」を論じることの意味は何か。

荒木の社会保障法理論においては、法主体は「生活主体」、「生活人」であり、「生活障害保障法」(社会福祉法)であろうが、「所得保障法」であれ、法主体が「生活主体」であることに変わらない。

独自の法領域において、法体系における主体は、統一した法主体でなければ独自の法領域の意義は無くなるのではないか。社会保障の法体系論と法主体論はいかなる関連をもち理論的にとらえられるのか、あらためて検討を要する問題であろう。

註

- 1) この点につき、前掲・柳澤②34頁以下。
- 2) 当時の法主体論争について、柳澤「労働法と社会保障法—政策論的アプローチによる同異性—」大憲論叢17巻1号(1977年)16—19頁参照。
- 3) 荒木『読本』初版228—9頁頁、『同書』3版145—6頁。
- 4) 社会保障制度における責任主体を含めた様々な法主体を検討したものとして、「社会保障制度における責任主体」学会誌・社会保障法14号(1999年年、法律文化社)がある。
- 5) 山田「福祉契約論についての社会的瞥見」明治学院論叢713号(2004年)67頁以下、菊池(馨美)「社会保障法制の将来構想—規範的視点からの一試論—(1)」135巻2号(2006年)339頁、345頁註60参照。

(三) 法理論と労働組合、労働者運動

(1) 荒木の「社会保障法」理論においては、常に、「労働法」理論との関連が意識され、法理論的検討がなされている。これが荒木の「社会法」理論の基本的な「法的構造」であり、法理論の「特質」であった。この点は、本稿でも繰り返し指摘、強調してきたところであるが、「労働法と社会保障法」を一体として「社会法」の理論として考察すること、この法的構造と特質を見失うと荒木理論の意味をとらえることができない。

また、荒木の理論構造の基底には社会法を生成させる労働者、労働組合運動についての洞察が存在する。社会法を生成させる原動力としての労働者運動についての荒木の理論的意味について、ともすれば、法体系論や法理構造という本質的な部分だけがとり上げられて、労働者の運動についての荒木の理論的位置づけについて、ややもすれば看過されがちであるが、労働運動と社会法という視点は、重要な特質である。

ここにも、「基点論文」から変わらない、荒木「社会法」論の重要な特質があることを指摘しておかなければならないであろう。周知のように、社会権は一般に、それを必要とする人びとのためまぬ努力によって権利として定着してきた。労働基本権にみるように、厳しい弾圧に屈せず運動を展開してきた結果、法的承認、基本権として保障されるにいたった。さらに、労働者は労働基本権の行使によって、「労働条件の集団的自己決定」として、職場における「自己の権利を作り出す」ことができる。

(2) 社会保障の権利も、法規にしたがって「受給する権利という面だけではなく」、**「積極的に権利をつくり出す権利」**という側面からとらえることが重要な意義をもつ。社会保障法自体、国の立法作用に左右されるところが大きく、権利主体である受給者が権利を創造する法的構造に乏しい性格を有する（労働法＝自律性の法、社会保障法＝他律性の法）。

しかし、歴史的事実、論理的にも「社会保障の権利創造の機能」をもつ社会集団としての「労働組合」活動の果たす役割は大きい。歴史的にも労働組合運動が社会保障の立法活動で中心的役割を担ってきた。

こんにちでは、労働組合のみでなく「住民」や「市民」の運動が果たす役割が大きく住民参加による「自分たちで創りだす福祉」という意識転換や運動が重要となる¹⁾。

以上でも明瞭であるが、荒木は、社会保障法が国家による立法だけではなく、権利創造の主体としての社会集団、とりわけ労働組合とその運動のもつ「権利創造的側面」を一貫して重要と位置づけているのである。「労働関係」と社会保障の権利創造、労働運動と労働法上の権利創造、住民運動の意義についての課題について、荒木は1970年代はじめに考察の課題²⁾として明瞭に意識していたのである。

労働関係を基盤とする「労災補償法理」においてももちろん、「安全衛生」という労災防止、「労災抗議スト」,「労災民事訴訟」などの問題についても、権利創造主体としての労働組合の役割・機能は、荒木「社会法」論にとっては視野に入っているのである³⁾。

(3) さらに、社会的事実としても法理論としても、「生活障害保障法」の領域(医療、介護・福祉サービス)において、仕事に従事する「労働者」(医師を含むメディカル・スタッフ、福祉サービス従事者)の「労働条件」のあり方が、生活障害保障給付の質的内容と密接・不可分であることについて、当初より一貫して問題点の指摘がなされているのである⁴⁾。

ここにも、荒木「社会法」論の特質をみるのである。このような問題の捉えかたと法理論的な検討は、「社会法」的(社会保障法と労働法)視点すなわち両法についての複眼的思考でなければ、問題の所在と現実的・具体的な解決方向は見えてこないものであろう。

註

1) 荒木「社会保障の法的構造」(1965年)、『法的構造』所収32頁)において、「労働協約」によって獲得される労働災害、傷病、退職等の「協約上の付加給付」について、それが「生活保障的給付」として社会保障法といかに関連するか法的問題の所在が指摘されている。荒木『読本』初版250-251頁、3版267-269頁。

初版では「住民運動」との関係は未だふれられていない。しかし、荒木・前掲「現代法のなかの社会保障」(1973年)山中・還暦記念『近代法と現代法』において、労働者の団結活動と住民運動についての理論的分析の必要性について述べられている(376頁)。

- 2) 荒木・前掲・山中還暦記念『近代法と現代法』(1973年, 法律文化社, 1973年)所収論文376頁。
- 3) 荒木「社会法における生存権法理の展開」林・還暦記念『社会法の現代的課題』(1983年, 法律文化社)8-9頁。
- 4) わが国の医療保険システムが、いわゆる医師の「ストライキ」(医師会による保険医の総辞退)によって医療制度の基盤が危うくなることを、荒木は早くから指摘していた。荒木『読本』初版51頁, 同3版49頁。また社会福祉サービス従事者の労働条件とサービス給付との密接な関連について、『読本』初版220-1頁, 同3版235-4頁。

Ⅲ 社会保障法から労働関係(労働法)へ

(一) 荒木の社会保障法の法理論は、論文「社会保障の法的構造」((1965年, 1966年, 荒木『社会保障の法的構造』所収)において、その基礎理論が提示され、これを基礎に法体系にそったテキストとして『社会保障法』(1970年)が公刊される。その後、労災補償法理論, 社会保障法と労働法(社会法), 労働条件法理についての研究が集大成され、『社会保障法読本(初版)』(1983年)の公刊をもって、荒木の「社会保障法」と「社会法」の法理論は確立、完成することになる¹⁾。

(二) さらに荒木は、21世紀を挟んだ社会変動の現実を前に、自己の確立した社会法理論を検証しつつ、未解決の課題を提示しその研究をすすめる。その集大成が『生活保障法理の展開』(1999年)である。本書は『社会保障法読本』とは、やや異なる性格をもつが²⁾、荒木が、自らの法理論について、歴史的かつ論理的な検証をおこなうという意義と性格をもつ。

しかし同時に、新たな社会経済的基盤の変動に伴い生起する具体的問題を前に、その検討の枠組みと法理論展開の方向性を提示する課題提起ともなっているのである。

そこでは、新に社会保険方式をとって立法化された「介護保険」について、荒木の「生活障害保障」給付体系からの理論的検討、賃金、採用、解雇という労働関係（労働法）における問題に対して、社会保障法が与える影響と法理論的分析の枠組、課題の提示が行なわれている³⁾。ここで課題として提起された問題は、なお未だ十分な検討がなされていない「検討課題」のままである。

(三) 荒木の「基点論文」(1959年)から約半世紀経過した。「基点論文」における荒木の理論展開の基点は「労働関係から社会保障法へ」であり、そして労災補償法理、社会保障法理の確立を基軸にして、「社会保障法と労働法」へと展開する。

こんにちにおいて、荒木の提示する「起点」は、「社会保障法から労働関係へ」と転回する。そして、その「起点」は、「労働関係から社会保障法へ」⁴⁾と、荒木の「社会法」理論検証の方法、あり方が、「基点論文」から半世紀を経て、ちょうど一回転していることに気がつくのである。

註

- 1) 柳澤・前掲②広島法学38頁以下で検討した。
- 2) 『読本』の荒木社会法論における意義について、柳澤・前掲②広島法学38頁以下。荒木「社会法」論における「社会保障法と労働法」(社会法的視点)という問題意識、検討視角とそのほう理論的解明のもつ意味についても、別稿②34頁以下において検討した。
- 3) 介護保険(リハビリ、予防)について、荒木『生活保障法理』39頁以下、147頁以下、とくに『同書』(第9章「介護の社会保険化—その社会保障法学からの考察—」)153頁以下。
- 4) 荒木博士は、日本労働法学会第113回大会(2007年5月20日 法政大学)において、<特別講演>『労働関係と社会保障』—その特質と相互作用について—をおこなっている。その内容は、学会誌・労働法113号(2007年10月)に掲載される。

結び

(一) 本稿は、荒木「社会法」論の展開に即して、その法理論的な構造と特徴をできるだけ精確につかむことに主眼をおいた。しかし、たんなる素描に止まり、どれだけ法理論構造を全体的かつ客観的にとらえられたか疑問なしとしないが、「労働法と社会保障法」という荒木自身の研究視点でもある、「社会法」的視点から、筆者なりに荒木「社会法」理論を検討してきたものである¹⁾。

しかし、なによりも検討の対象とした当の荒木誠之博士から、「荒木理論」なるものを「自分勝手に創って解釈しており、何も理解していないではないか」とのお叱りを受けるのではないかと、とおそれる。

荒木「社会法」論の全体像を、できるかぎり客観的にとらえるという意図をもちつつ検討したが、荒木博士の理論的な到達点から逆に、荒削り的に、荒木「社会法」論を素描し、なぞった感がしないではない。森を見て全体が分かった気がして、森全体を成り立たせている木々という細部の重要なディテールを、かえって見逃してしまったのでないか²⁾、と自問せざるをえない。

(二) 荒木「社会法」論の「基点」と展開である「労働関係から社会保障法へ」、荒木「社会保障法」理論の確立を基盤にして、「社会保障法と労働法」の考察へ、そして、現代における「社会法」の理論的課題として「社会保障法から労働関係へ」と、荒木の社会法論は展開してきた。

この理論展開の軌跡をみると、その展開は荒木の社会法理論の内容的拡充・発展そのものであると同時に、日本における社会法の現実の立法展開、それ自体の法理論的な把握であることに、我々は改めて気づかされるのである。ここにも、荒木の立法展開とその法理論的把握、そして社会法における理論化という研究方法をみるのである。

荒木は、2007年5月の「日本労働法学会・第113回大会」において、「労働関係から社会保障へ—その特質と相互作用について—」というテーマで、特別講演を行っている。今日においても、荒木は、なお理論的課題を提起し追求し続けているのである。

荒木の「基点論文」(1959年)以来、今日の「特別講演」(2007年)に至るまで、その問題意識、研究方法、法理論についての原理的な考察という荒木理論の「原点」は、この半世紀、全く変化していないのである。何という強靱な思考と一貫した法論理であることか。真に驚くべきこと、いや、社会法理論についての「知の巨人」と言うしか言葉がない。

(三) 強靱かつ緻密な論理思考に基づき、一貫した法体系と法原理のもとに論理が展開され、体系的・原理的な論理で成り立つ、荒木「社会法」理論をどのように評価し、あるいは批判的に継承できるのか。これは、これからの筆者自身の課題である。

同時に、戦後社会法の理論的研究を本格的に開始するに十分な理論的な蓄積、財産として、「荒木理論」が存在することを、筆者なりに確かめることができたことは事実である。

日本における社会立法の研究は、「これまでの制度形成の経緯と、その間に提起されてきた立法的諸問題と無関係に、制度の再検討や改革が行われるはずはないのである。過去の経験とその評価をふまえてこそ、現状の厳正な批判と将来への展望が可能となろう」(荒木『生活保障法理の展開』1999年はしがき)。これが、荒木の「基点論文」(1959年)以来、変わることもない問題意識と研究方法である。

荒木「社会法」論について、その理論の根底にある問題意識、研究方法にまで溯って理解し、その壮大かつ原理的な理論を如何に批判的・創造的に承継・展開できるのであろうか。この問題は容易なものではないが、知的刺激と法理論的な興味を大いにかき立てる、これからの学的な課題であることも確かである。

荒木「社会法」理論についての批判とその承継についての検討は別稿において行うことにしたい。

註

- 1) 荒木の「基点論文」のもつ意義は、荒木「社会法」理論をその出発点から理解するう

えて重要なものである。この点については、前掲・柳澤②22頁以下。

- 2) これは註というより余談であるが、かつて我々が大学院・社会法研究室で学んでいた当時、荒木先生は、師である菊池勇夫博士の「社会法論」*について、それを富士山にたとえて話されたことがある。

曰く、「雄大な富士山は何処からでも登れるし、その途上には、立ち止まって見るべき名所や絶景もたくさんある。しかし、木を見て森の全体を見失うことがないようにしなければならない」。また、「富士山は観る場所、見る人の目によって、その形や様相は違って見えるものである。しかし本体・実像は、何ら変わってるわけではない。ある富士山の絵や写真を見て、それが富士山のどの側面を強調して見ているのか、何処をキャンパスに描いているのか、それが解るかどうかが問題である。ひとたび確立され完成した壮大な法理論（本質、法原理）も同じようなもので、見る人が何処から見ているのかという、その人の理解力・洞察力が問われるものだ」。およそ、このような内容であった（前掲「<座談会>特集・社会法学の軌跡と展望」民商法雑誌127巻4・5号511頁における、荒木博士を囲む座談会での良永・発言）。また、「どのような名曲でも、聴く耳を持たない人にとっては、単なる雑音と同じように聞こえるものかも知れない」、とも。当時、これらの言葉の意味が筆者にはよく理解できずに、あたりまえのこと言っておられるなど、全く他人事のように聞いていた記憶がある。

* 菊池勇夫博士が、自らの「社会法」論を「全法秩序」の中に体系づけた論考として、菊池「社会法と全法律」孫田・米寿記念『経営と労働の法理』（1975年、専修大学出版会）3—25頁がある。

その<内容・構成>は、Ⅰ社会法思想 Ⅱ社会法と実定法（1労働法 2経済法 3社会保障法 4<社会化>経済法）Ⅲ社会法と裁判規範（1民法・行政法 2刑事法 3争訟法）となっている。

菊池「社会法論」の基底に一貫して流れているのは、「社会的正義」（Social Justice）の具体化、実現としての「社会法」という思想である。

「社会的正義（社会法）をおこなわせよ、世界が破滅を免れるためには」。

この言葉に、菊池「社会法論」を貫く一本の赤い糸をみることができるのである。菊

池・前掲「社会法と全法律」25頁，同「社会的正義について」(1967年)『社会法の基本問題』(1968年，有斐閣) 27頁。